

回答自治体名： 宮城県大和町

担当課室： 町民生活課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

指定廃棄物に関することとして、平成 23 年 8 月に放射性物質汚染対処特措法が公布され同年 11 月には特措法に基づく基本方針が閣議決定されました。当該指定廃棄物については、排出された都道府県内において処分先を確保するとされたことにより、宮城県では最終処分場建設に向けた協議が行われ候補地 3 か所が選定されました。その後、最終候補地に絞り込みを行う詳細調査を実施するとされたところですが、候補地自治体などの調査受入拒否により、実施されないままとなっています。

今回、特措法の 3 年経過による施行状況の検討にあたり、指定廃棄物の状況が変化しているため、現状にあった処理の方法などについて見直しを行うべきであるとの考えから、次のとおり意見します。

- ・国の処理責任のもと、最終処分場を各県に建設する方針を転換し、国内 1 か所に集約し最終処分を行うこと。
- ・国内 1 か所に集約するまでは、現在それぞれで集積されているものを、厳重に分散保管を行うこと。（県内 1 か所に集積保管を行わないこと。）
- ・今後予想される放射線量の減衰予測から、指定廃棄物の正確な量の把握を行い、適切な処理方法の検討を行うこと。
- ・指定廃棄物発生の原因者責任を明確にすること。
- ・防衛施設（演習場）周辺の緩衝緑地には、指定廃棄物の最終処分場を建設しないこと。
- ・指定廃棄物最終処分場の建設には、断固反対する。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

---

---

---

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

特定一般廃棄物処理に関しても、一向に処理が進んでいない状況です。市町村が主体となり処理を進めようとした場合、焼却施設を広域で処理している場合の構成自治体の合意形成の問題や、焼却により線量が高まった場合の処理方法など、いろいろな課題があり難しいこととなっています。これも国が責任を持ち処理を進めるべきであると考えます。特に廃棄物のリサイクル利用ができるのであれば、推進をするべきです。

ご協力ありがとうございました。